

豚オーエスキー病（g⁻、tk⁺）生ワクチン（アジュバント加溶解用液）

平成 15 年 10 月 31 日（告示第 1792 号）一部改正

平成 19 年 8 月 29 日（告示第 1076 号）一部改正

動生剤基準の豚オーエスキー病（g⁻、tk⁺）生ワクチン（アジュバント加溶解用液）の 3.3.4、3.3.6、3.3.7、3.3.8 及び 3.3.9 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。